

保 法

ほほうニューズ

保土ヶ谷、旭、瀬谷
2,600社の情報発信

NEWS

7
2025

517号

T|O|P|I|C|S

- 第13回通常総会開催
- 税制改正アンケート集計結果
- 事業報告会

- 第13回通常総会開催 2～5
- 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 6～7
- 税制改正アンケート集計結果 8～9
- 保土ヶ谷・旭・瀬谷支部連合会事業報告会 10
- 税理士からのご案内／新入会員紹介（4～5月入会分） 11
- 行事カレンダー／編集雑記 12



<https://hodogayahojinkai.or.jp/>



公益社団法人
保土ヶ谷法人会



令和7年度 第13回通常総会開催 上程議案すべて承認可決

6/11(水)：ホテルプラム横浜

6月11日(水)「公益社団法人 保土ヶ谷法人会 第13回通常総会」がホテルプラム横浜にて開催されました。

●通常総会 上程議案すべて承認可決

暦の上でも梅雨入りとなる6月11日、多くの会員・来賓の皆様が出席し、総会が執り行われました。譲原会長の挨拶からはじまり、来賓紹介、議事へと続き第1号議案「令和6年度事業報告並びに計算書類及び附属明細書承認の件」では「異議なし」と声が上がリ、監査報告を経て本総会の上程議案は全て承認可決されました。第1号報告「令和7年度事業計画」、第2号報告「令和7年度収支予算」報告の後、第2号議案「任期満了に伴う役員改選の件」も「異議なし」と声が上がりました。その後、総会式典がはじまり新幹部の発表、新会長に就任した石川 治新会長による挨拶があり、今回の新会長就任によって交代となる譲原前会長へ今までの功績とご活躍に感謝の意を述べられました。「退

任理事感謝状」の贈呈では、中山理事に感謝状が渡され、会員増強表彰へと続けました。各表彰ののち、来賓祝辞として野田 税務署長と今宮 県税事務所長、横浜市瀬谷区 山岸区長からそれぞれご祝辞があり滞りなく「第13回通常総会」は閉会となりました。

●懇親会

17時からの懇親会では石川新会長が開宴の挨拶として登壇、来賓紹介と続き、来賓祝辞では青色申告会小川会長、税理士会保土ヶ谷支部 大滝支部長よりご祝辞をいただきました。

祝電の披露と続いて、全法連・県法連功労者披露の発表では、譲原前会長や石川新会長を含む5名が紹介されました。それぞれのご挨拶・ご紹介等を終え、乾杯の挨拶として保土ヶ谷税務署 三角（みすみ）副署長が登壇し、「乾杯」のご発声とともに懇談がはじまり、大盛況のうちに幕を閉じました。



1. 第13回通常総会会場の様子 (ホテルプラム横浜) / 2. 第13回通常総会 譲原会長の挨拶

3. 石川新会長就任の挨拶
 ■来賓祝辞：4. 保土ヶ谷税務署 野田署長 / 5. 横浜県税事務所 今宮所長 / 6. 横浜市瀬谷区 山岸区長 / ■懇親会：7. 石川新会長の挨拶 / 8. 青色申告会 小川会長の祝辞 / 9. 税理士会 保土ヶ谷支部 大滝支部長の祝辞 / 10. 全法連・県法連の納税功労者5名の披露 / 11. 三角（みすみ）副署長より乾杯の挨拶



可決された議案と主な報告事項など
【第1号議案】令和6年度 事業報告並びに計算書類及び付属明細書承認の件

事業報告
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

行 事 名		行 事 名	出席者数等
公益目的事業	税知識の普及を目的とする事業 (公益1-1)	新設法人説明会	22名
		決算法人研修会	159名
		税制セミナー	27名
		年末調整事務研修会	49名
	納税意識の高揚を目的とする事業 (公益1-2)	税に関する絵はがきコンクール	222点
		区民まつりへの参加	600名
		租税教室	533名
	税制及び税務に関する調査研究並びに 提言に関する事業 (公益1-3)	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出	4名
		全国女性フォーラム	3名
		全国青年の集い	11名
	地域企業の健全な発展に資する事業 (公益2)	初級簿記講習会	15名
		パソコンセミナー	1201名
		社員向け研修会	16名
	地域社会への貢献を目的とする事業 (公益3)	エコキャップ収集事業	83,979個
		県法連地域社会貢献運動	4名
		健康セミナー	31名
		異業種研修会	18名
		夏期保法セミナー	233名
		帷子川自然科学教室	76名
		合同研修会	168名
		普通救命講習会	25名
		チャリティー演奏会	247名
相互扶助等事業	会員の交流及び福利厚生に 資するための事業 (収益・共益)	無料税務相談	3名
		各種福利厚生制度の推進	随 時
		健康診断・生活習慣病健診・人間ドックの受診促進	随 時
		提携施設の利用促進と提携拡大	随 時

正味財産増減計算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部				II. 指定正味財産増減の部			
1. 経常増減の部				受取補助金等	20,627,400	19,591,100	1,036,300
(1) 経常収益				受取全法連助成金	20,627,400	19,591,100	1,036,300
特定資産運用益	2,769	2,381	388	一般正味財産への振替額	▲ 20,627,400	▲ 19,591,100	▲ 1,036,300
受取会費	26,564,000	26,608,301	▲ 44,301	一般正味財産への振替額	▲ 20,627,400	▲ 19,591,100	▲ 1,036,300
事業収益	1,118,428	1,356,989	▲ 238,561	当期指定正味財産増減額	0	0	0
受取補助金	22,714,370	21,743,090	971,280	指定正味財産期首残高	0	0	0
受取寄付金	73,304	115,421	▲ 42,117	指定正味財産期末残高	0	0	0
雑収益	858,891	910,322	▲ 51,431	III. 基金増減の部			
経常収益計	51,331,762	50,736,504	595,258	当期基金増減額	0	0	0
(2) 経常費用				基金期首残高	0	0	0
事業費	40,282,968	39,897,820	385,148	基金期末残高	0	0	0
管理費	7,095,742	6,808,298	287,444	IV. 正味財産期末残高	146,642,066	142,783,314	3,858,752
経常費用計	47,378,710	46,706,118	672,592				
当期経常増減額	3,953,052	4,030,386	▲ 77,334				
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0				
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0				
当期経常外増減額	0	0	0				
税引前当期一般正味財産増減額	3,953,052	4,030,386	▲ 77,334				
法人税、住民税及び事業税	94,300	94,300	0				
当期一般正味財産増減額	3,858,752	3,936,086	▲ 77,334				
一般正味財産期首残高	142,783,314	138,847,228	3,936,086				
一般正味財産期末残高	146,642,066	142,783,314	3,858,752				

〔第1号報告〕 令和7年度 事業計画の件

事 業 計 画
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

事 業 区 分		行 事 名
税知識の普及と 納税意識の高揚 並びに税の提言 に関する事業 （公益1）	税知識の普及を目的とする事業 （公益1-1）	新設法人説明会
		決算法人研修会
		税制セミナー
		年末調整事務研修会
	納税意識の高揚を目的とする事業 （公益1-2）	税に関する絵はがきコンクール
		区民まつりへの参加
		租税教室
		広報誌による税情報の発信
	税制及び税務に関する調査研究並びに 提言に関する事業（公益1-3）	税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
		全国女性フォーラム
		全国青年の集い
地域企業の健全な発展に資する事業（公益2）		初級簿記講習会
		パソコンセミナー
		社員向け研修会
地域社会への貢献を目的とする事業（公益3）		エコキャップ収集事業
		県法連地域社会貢献活動
		健康セミナー
		異業種研修会
		夏期保法セミナー
		帷子川自然科学教室・清掃活動
		合同研修会
		普通救命講習会
		チャリティー演奏会
会員の交流及び福利厚生に資するための事業（収益・共益）		新年賀詞交歓会
		無料税務相談
		各種福利厚生制度の推進
		健康診断・生活習慣病健診・人間ドックの受診促進
		提携施設の利用促進と提携拡大

〔第2号報告〕 令和7年度 収支予算の件

正 味 財 産 増 減 計 算 書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I. 一般正味財産増減の部				II. 指定正味財産増減の部			
1. 経常増減の部				受取補助金等	22,313,400	20,627,400	1,686,000
(1) 経常収益				受取全法連助成金	22,313,400	20,627,400	1,686,000
特定資産運用益	2,400	0	2,400	一般正味財産への振替額	▲ 22,313,400	▲ 20,627,400	▲ 1,686,000
受取会費	26,978,400	27,232,800	▲ 254,400	一般正味財産への振替額	▲ 22,313,400	▲ 20,627,400	▲ 1,686,000
事業収益	1,200,000	1,150,000	50,000	当期指定正味財産増減額	0	0	0
受取補助金	24,813,400	22,627,400	2,186,000	指定正味財産期首残高	0	0	0
受取寄付金	150,000	150,000	0	指定正味財産期末残高	0	0	0
雑収益	120,000	420,000	▲ 300,000	III. 基金増減の部			
経常収益計	53,264,200	51,580,200	1,684,000	当期基金増減額	0	0	0
(2) 経常費用				基金期首残高	0	0	0
事業費	45,990,281	44,870,226	1,120,055	基金期末残高	0	0	0
管理費	7,737,364	6,684,864	1,052,500	IV. 正味財産期末残高	104,284,538	104,847,983	▲ 563,445
経常費用計	53,727,645	51,555,090	2,172,555				
当期経常増減額	▲ 463,445	25,110	▲ 488,555				
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0				
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0				
当期経常外増減額	0	0	0				
税引前当期一般正味財産増減額	▲ 463,445	25,110	▲ 488,555				
法人税、住民税及び事業税	100,000	100,000	0				
当期一般正味財産増減額	▲ 563,445	▲ 74,890	▲ 488,555				
一般正味財産期首残高	104,847,983	104,922,873	▲ 74,890				
一般正味財産期末残高	104,284,538	104,847,983	▲ 563,445				

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日 現在)

(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産		1. 流動負債	
流動資産合計	12,197,584	流動負債合計	880,226
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 特定資産		固定負債合計	4,924,853
特定資産合計	127,326,105	負債合計	5,805,079
(2) その他の固定資産		(正味財産の部)	
その他の固定資産合計	12,923,456	一般正味財産	146,642,066
固定資産合計	140,249,561	正味財産合計	146,642,066
資産合計	152,447,145	負債及び正味財産合計	152,447,145

監 査 報 告 書

公益社団法人保土ヶ谷法人会
会 長 讓 原 純 孝 殿

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

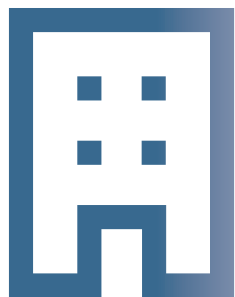
令和7年4月16日

公益社団法人 保土ヶ谷法人会

監 事 中 村 泰 宏 (印)

監 事 寺 井 享 (印)

監 事 北 井 富美男 (印)



法人会の税制改正に関する 提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。

今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。



〔法人課税〕

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 - また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。	・中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 - イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 - ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の

	ゝ 確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・ 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。
--	---

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・ 平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・ 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

〔事業承継税制〕

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・ 令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・ 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

〔その他〕

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・ 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。	・ 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。 なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は ㊦年収200万円超475万円以下は30万円 ㊧475万円超665万円以下は10万円 ㊨665万円超850万円以下は5万円）。 ・ 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。



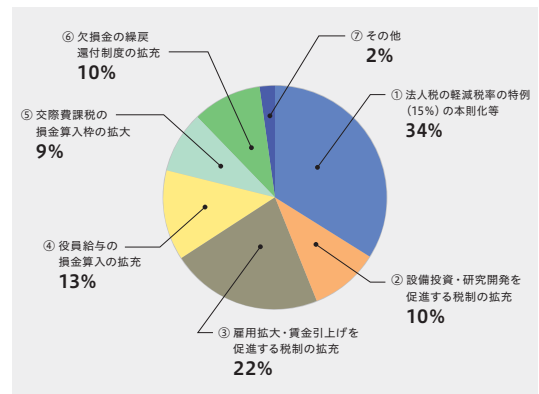
令和7年度 税制改正に関する アンケート結果 (保土ヶ谷法人会版)

回答数：103社

問1 中小企業向け税制

令和8年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

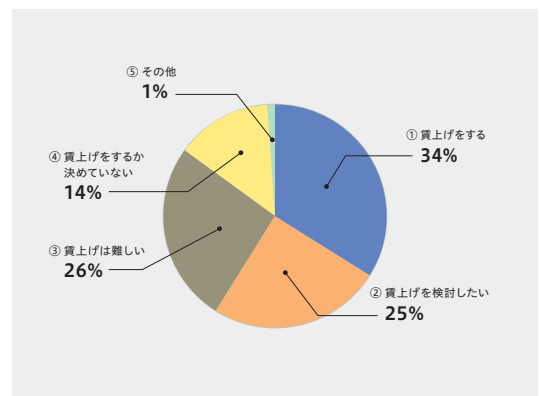
- ① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等 64社
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充 18社
- ③ 雇用拡大・賃金上げを促進する税制の拡充 41社
- ④ 役員給与の損金算入の拡充 24社
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大 17社
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充 18社
- ⑦ その他 4社



問2 企業の賃上げ

政府は「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」こととしており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

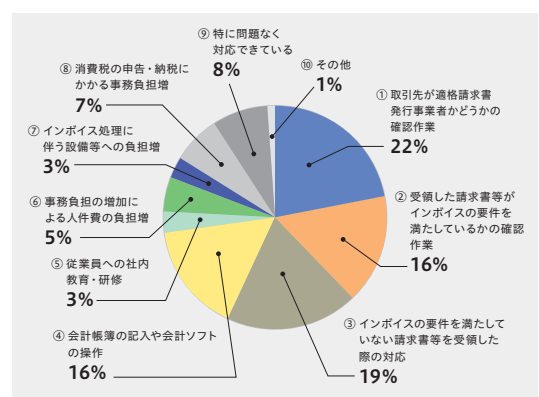
- ① 賃上げをする 35社
- ② 賃上げを検討したい 26社
- ③ 賃上げは難しい 27社
- ④ 賃上げをするか決めていない 14社
- ⑤ その他 1社



問3 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて2年目となりますが、どのような負担が増えたと思いますか。以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業 39社
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業 28社
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応 33社
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作 28社
- ⑤ 従業員への社内教育・研修 5社
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増 9社
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増 6社
- ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増 12社
- ⑨ 特に問題なく対応できている 15社
- ⑩ その他 2社

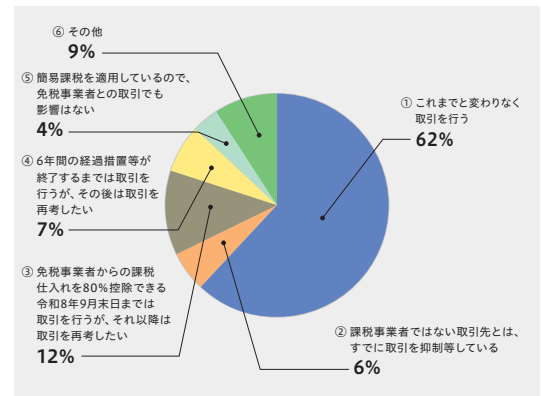


* (参考) 右ページ

問4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

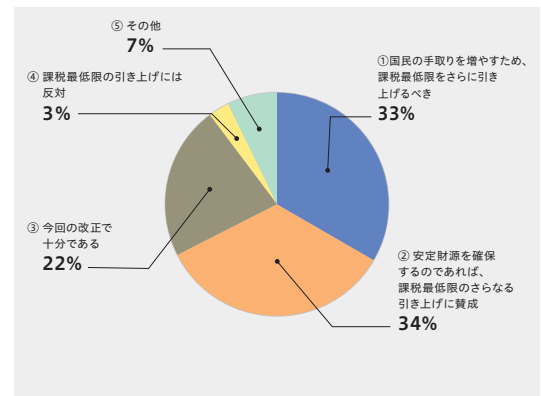
- ① これまでと変わらず取引を行う 59社
- ② 課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している 6社
- ③ 免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい 11社
- ④ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい 7社
- ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない 4社
- ⑥ その他 8社



問5 所得税／基礎控除等

今回の税制改正では、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が58万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が103万円から123万円（年収200万円以下は160万円）に拡大されます（令和7年2月時点）。国民民主党はさらなる引き上げ（178万円）を求めています。このことについてどう考えますか。

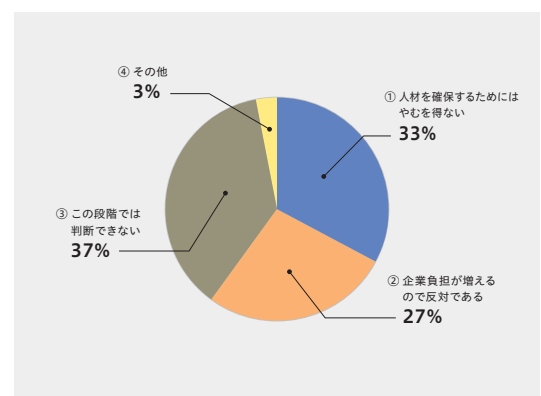
- ① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき 34社
- ② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成 35社
- ③ 今回の改正で十分である 22社
- ④ 課税最低限の引き上げには反対 4社
- ⑤ その他 7社
- ⑥ 無回答 1社



問6 厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっていますが、2035年までに段階的に企業規模要件（従業員〇〇人以上）を撤廃していくことなどが議論されています。いわゆる「106万円の壁」が撤廃されることについて、どう考えますか。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない 34社
- ② 企業負担が増えるので反対である 27社
- ③ この段階では判断できない 38社
- ④ その他 3社
- ⑤ 無回答 1社



※《参考》インボイス制度実施後6年間は、①免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする（令和5年10月からの3年は80%、令和8年10月からの3年は50%の控除が可能）経過措置や、②基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業が行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める負担軽減措置が設けられています。

保土ヶ谷・旭・瀬谷支部連合会

事業報告会

5/16(金)：二俣川コミュニティサロン | 5/23(金)：中華レストラン「風の音」 | 5/30(金)：モンテファール

各支部連合会事業報告会は議長選出、議事録署名人指名から始まり令和6年度事業報告・収支決算・令和7年度事業計画・収支予算が報告され満場一致で承認されました。

◆旭支部連合会事業報告会

令和7年5月16日(金)「二俣川コミュニティサロン」にて事業報告会が開催され29名の方にご出席頂きました。懇親会会場を「菜々や」に移し28名の方が参加され楽しい交流の場となりました。



1,2. 事業報告会の様子

◆瀬谷支部連合会事業報告会

令和7年5月23日(金)中華レストラン「風の音」にて事業報告会が開催され33名の方にご出席頂きました。同会場にて懇親会を開催し31名の方が参加されました。終わりの時間になっても宴は続く盛り上がりでした。



3. 事業報告会

4. 懇親会

◆保土ヶ谷支部連合会事業報告会

令和7年5月30日(金)「モンテファール」にて事業報告会が開催され27名の方にご出席頂きました。同会場にて懇親会を開催し24名の方がご参加されました。大雨の予報で天候が心配される中、事業報告会開催の時間には雨が上がり、天候が味方してくれた事業報告会となりました。



5. 事業報告会

6. 懇親会

税理士がお手伝い致します

経営者の判断は、年々の税務・経理などに関する法改正等でますます多岐に渡り、一つの判断が経営に大きな影響を与えることも十分有ります。
もし以下の様な事でお悩みであれば、税理士にご相談ください。

- ☐ 帳簿の付け方・書類の保存方法などに不安がある
- ☐ 年末調整の仕方・法定調書の書き方がわからない
- ☐ 所得税の確定申告に関して
 - ・土地・建物を売却した/マイホームを購入したので住宅ローン控除を受けたい。
 - ・不動産収入を得るためのアパートを取得した/入院して多額の医療費が発生した。
 - ・株式を売却して損失が出た/満期または解約して保険金を受け取った。
- ☐ 相続税・贈与税に関して
 - ・子や孫に住宅資金・教育資金を渡したい/相続対策を考えている。
- ☐ 税務署から「お尋ね」が届いた など



東京地方税理士会 保土ヶ谷支部

電話：045-335-4318 HP：<http://hodogaya-net.com>
メール：info@hodogaya-net.com

東京地方税理士会 保土ヶ谷支部 税理士による

会員限定・無料記帳・税務相談日

8/13 (水)・9/10 (水)・10/8 (水)

時間(各日)：午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分 会場：保土ヶ谷法人会会議室

お申込み

(公社)保土ヶ谷法人会・事務局 TEL：332-4360 FAX：333-5802
<https://www.hodogayahojinkai.or.jp/> *申込書は HP にごぞいます。

※ 1 週間前までにお申込みください



新入会員紹介《4～5月》

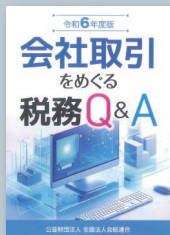
支部名	法人名	住所	業種	電話番号
保1	(同) unchor	保) 月見台38-6	ボディケア/皮製品作成販売	489-4452
保3	㈱D-TK	保) 峰岡町2-139-4ナチュラルスタイル101号	防水工事	489-9154
保4	㈱アイ・テック	保) 川島町763-1	電気	744-9721
保4	㈱ビシュウ	保) 仏向町194-4久保田ビル202	建設業	459-9806
旭3	おおがい内科医院	旭) 鶴ヶ峰1-12-3新川ビル2階	内科	489-7860
旭4	第一生命保険㈱ 旭中央営業オフィス	旭) さちが丘49-9二俣川DSビル2階	生命保険	050-3782-2828
瀬1	MT サービス	瀬) 中屋敷1-10-16NAK- II 103	ハウスクリーニング業	532-8064

7・8月カレンダー

日 時				行 事 等	会 場	
7月	2	水	16:00	組織委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	3	木	16:00	青年部会役員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	4	金	14:00	新設法人説明会	保土ヶ谷法人会会議室	★
	8	火	13:30	決算法人研修会	保土ヶ谷税務署 別館3階大会議室	★
		火	15:00	税制セミナー	保土ヶ谷公会堂	★
	9	水	13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室	
	10	木		6月分源泉所得税の納付期限		○
			16:00	厚生委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	17	木	14:00	女性部役員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	18	金	16:00	税制・源泉合同役員会	保土ヶ谷法人会会議室	
30	水	15:00	理事会・会員増強決起大会・署名刺交換会	モンテファール		
	31	木	5月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 11月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限			○
8月	7	木	13:00	租税教室／映画鑑賞会	保土ヶ谷公会堂	★
	12	火		7月分源泉所得税の納付期限		○
	13	水	13:30	税務相談	保土ヶ谷法人会会議室	
	25	月	16:00	保土ヶ谷支部連合会役員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	26	火	16:00	広報委員会	保土ヶ谷法人会会議室	
	28	木	13:30	決算法人研修会	保土ヶ谷税務署 別館3階大会議室	★
9月	1	月	6月決算法人の確定申告の申告・納税期限 (法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人市県民税) 12月決算法人の中間申告(予定申告)の申告・納付期限			○
★…どなたでもご参加いただけます ○…税務関係の予定						

★…どなたでもご参加いただけます ○…税務関係の予定

以下の書籍をご希望の方は、事務局までお申し込みください。



すべて
無料

申込用紙はHPにございます。《TOP→法人会の活動→会報・書籍→会報・書籍申込フォーム》

保法ニュース Vol.517

令和7年7月1日発行

発行所：公益社団法人保土ヶ谷法人会

編 集：広報委員会

〒240-0023 横浜市保土ヶ谷区岩井町11 ダイアナプラザビル401号

TEL:045-332-4360/FAX:045-333-5802

※ e-Tax ご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16 加入組合等の状況」欄に
(公社)保土ヶ谷法人会と入力してください。

この会員証は法人税確定申告書の別表1の欄外にお貼りください。



公益社団法人 保土ヶ谷法人会々員

編 | 集 | 雑 | 記

梅雨の憂鬱なこの季節、世間では『令和の米騒動』と言われている。農相が交代した途端に市中に備蓄米が売り出され、あっという間に完売状態。これで米価が落ち着くかは不透明。

日本の主食である『米』について、あまりに関心しに考え、食べてきた事に反省するばかり。日本人が日本の食料安全保障を真剣に議論する時期です。

(広報委員/井上 康久)